

## 県立学校における暴力行為及び動画の拡散事案への対応について

令和 8 (2026) 年 8 月 4 日

教育委員会事務局

県立学校で発生した暴力行為が令和 8 年 1 月 4 日に動画で拡散された事案について、1 月 20 日に県教委局内横断の対応チーム「学校安全・安心対応チーム」を設置し、事案の調査・検証、学校への支援等の対応をまとめたもの

## 1 学校安全・安心対応チームの概要

対応チーム内に 3 つの専門チームを設け、以下の項目を実施

### (1) 暴力行為検証チーム

・当該学校のいじめの重大事態の調査・検証。文科省緊急要請に係る暴力行為等の緊急確認や指導、相談環境整備

### (2) 学校支援チーム

・当該学校の運営・生徒指導・心のケアへの支援。文科省緊急要請に係る被害生徒及び加害生徒への対応

### (3) SNS 拡散対応チーム

・当該学校への SNS 削除要請の支援。文科省緊急要請に係る情報モラル教育の実施

## 2 学校安全・安心対応チームでの対応状況

### (1) 暴力行為検証チーム

#### ア いじめの重大事態の調査結果(概要)

##### (ア) 事案の概要

令和 8 年 1 月 4 日(日)、県内県立学校において、暴力行為動画が拡散した。当該校は 1 月 5 日(月)から本事案に係る生徒達に聴き取り調査を実施するとともに、1 月 14 日(水)、暴力行為や動画拡散が被害生徒の心身に重大な被害を与えた疑いがあると捉え、本事案をいじめの重大事態として対応することを決定した。

##### (イ) 重大事態に係る調査の実施

###### a 調査期間

令和 8 年 1 月 5 日(月)から令和 8 年 6 月 30 日(火)

###### b 調査組織

当該校いじめ対策組織

##### (ウ) 調査結果の概要

###### a いじめとして認定した主な内容

- ・ 暴力行為
- ・ 暴力行為の撮影、共有及び拡散
- ・ 周囲の者からのはやしたて

b 学校の課題

- ① 授業中に、適切なタイミングでの声かけや働きかけが十分ではなかった。
- ② 暴力を許さない風土を醸成するためには、全ての生徒を対象とした計画的な人権教育の推進が不可欠であるが、その取組が十分ではなかった。
- ③ 情報モラル教育に対する取組が十分ではなかった。
- ④ 本事案発生時、多くの生徒が事実を認識していたにもかかわらず、教職員への報告がなされなかった。

c 再発防止策

- ① 授業において、学習意欲の向上及び自己肯定感の育成に向けた取組や、安心して学習に取り組める環境づくりを促進する。
- ② 「暴力行為は絶対に見過ごさない、許さない」という意識を全教職員で徹底する。また、学級や授業での対話活動や協働学習を通じて相互理解を深めるとともに、人権講話等を通して人権意識や規範意識を育てる指導を行う。
- ③ 情報モラルの向上のため、外部講師を活用し情報リテラシーについて教育する。また、授業等を利用し、年間を通じた計画的な指導を行うとともに、具体的な事例を紹介し生徒に自分事として考えさせる工夫を行う。
- ④ 相談窓口を周知するだけでなく、生徒が困った際に安心して相談できる大人が身近にいると実感できる校内環境の再構築を目指す。さらに、「教育相談通信」を学期に1回発行し、学校の取組を生徒及び保護者へ周知することで、相談しやすい風土づくりを推進する。

(エ) 調査結果の報告の主な流れ

- 6月26日(金)、栃木県いじめ問題対策委員会の開催
  - ・ 調査結果を報告し、いじめの防止等のための対策について委員から助言をもらう。
- 6月30日(火)、栃木県いじめ問題対策委員会の助言を踏まえた調査結果を学校が県教育委員会に提出
- 7月14日(火)、県教育委員会を通じて、調査結果を知事に報告

イ 緊急アンケート調査の実施 実施時期：令和8年1月16日(金)から令和8年1月30日(金)

全県立学校に児童生徒を対象とした「見過ごされているいじめ及び暴力行為がないか生徒への緊急のアンケート調査等」の実施及び報告を依頼

【調査結果】学校が既に把握していた事案(※)を除き、本調査において新たに把握した事案数

- いじめが疑われるもの 17件
- 暴力行為が疑われるもの 4件

※近年の、県立学校全体でのいじめの件数は、年間350件程度、暴力行為は60件程度

ウ 暴力行為、いじめ防止に関する指導等の実施 実施時期：令和8年1月16日(金)から令和8年1月30日(金)

全県立学校に児童生徒を対象とした「暴力行為、いじめ防止に関する指導」、「情報モラル教育」の実施及び報告を依頼

【報告結果】 全県立学校で各学級、学年集会、全校集会等の様々な形で実施済み

**エ 児童生徒が声を上げられる環境整備**

令和8年度から相談・通報窓口の環境を整備 「令和8(2026)年度 いじめ通報窓口設置事業」

**(2) 学校支援チーム**

**ア 生徒の精神的ケアの実施**

SC、SSW等と連携しながら、当該校の生徒の精神的ケアを実施

**イ 人権教育の推進と人権意識の高揚**

教職員の人権意識を高めるため、教員研修を実施

**(3) SNS 拡散対応チーム**

**ア 指導の手引き等の提供**

SNS 投稿・拡散への対応や情報モラル教育に活用できる参考資料、新たに作成した SNS トラブルに特化した情報モラル指導の手引きを県立学校及び市町教育委員会に提供

**イ SNS 時代の教員の人権意識・情報リテラシーの向上**

研修等により、教員が SNS 等に関して理解を深め適切な指導ができるよう、引き続き取組を進める。

**3 今後の対応**

**○ 未然防止の取組を推進**

暴力行為やいじめの未然防止に向けた全ての教員の指導力向上のため、教師用指導資料を作成・周知するとともに、研修会の開催や各学校へ指導主事を派遣し、啓発に取り組む。

**○ 初期対応及び組織的対応の徹底**

各学校が適切な早期発見・早期対応を図るとともに、実効的な学校いじめ対策組織の構築ができるよう、参考となる資料の作成・周知や指導主事による指導・助言等に取り組む。

**○ 児童生徒の安全確保と心身のケア**

児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて、スクールカウンセラー等の活用による状況に配慮した支援が実施できる体制構築や警察等の関係機関との連携体制の構築に取り組む。

**○ 情報モラル教育の徹底**

SNS 等における投稿・拡散が、人権侵害につながることをないように、各学校の情報モラル教育の計画的な実施に向けて、指導資料の周知や指導・助言に継続的に取り組む。

**○ 国の「いじめの重大事態に関するサポートチーム」からの助言を生かす**

国のサポートチームの指導・助言を参考にし、いじめの重大事態の未然防止・早期発見・再発防止等の総合的な取組を進めていく。